

20 世紀中国政治変動の経路依存性

西村成雄

従来、1949 年中国革命の達成とその政治的結果としての中華人民共和国の樹立にあらゆる社会空間が収斂する「革命パラダイム」的歴史像が圧倒的位置を占めていたが、既に改革開放の 30 年を経て、「現代化パラダイム」への転換を遂げ、脱「革命」的歴史像が定着しつつある。

しかし、20 世紀中国社会こそ、20 世紀段階のグローバリゼーションの大気圧のもとで、革命や現代化を生み出してきた源泉であり、その過程を通じて nation-state としての実態を形成してきた。ここでは、20 世紀中国政治の変容と変動過程を nation-state としての凝集力形成の諸段階としてとらえなおし、歴史的経路依存の視点から革命と現代化が埋め込まれた歴史像を組み上げたい。

ここでは以下の三点を中心に議論を組みたてることによって、20 世紀中国の政治的凝集力の特徴を解析する。この作業を通じて、中国の政治サイズに照応する国民国家としてのまとまりと、それを常に動揺させる社会的力がどのように挑戦し、国家の再編成がとげられてきたかをとらえなおしたい。

第一に、ある段階で形成された政治的権力の正統性の摩滅・流出現象を、国家・社会パラダイムの視点から再検討し、その政治的危機の特徴を分析する。

第二に、政治的正統性の社会的基盤がどのように形成されてきたか、その諸条件を分析する。もちろん、その段階の国際的関係性との内在的理解が必要となる。

第三に、国家の政治的能力と政治的安定性、あるいは不安定性について、具体的イシューを通して分析する。国家のキャパシティと国家の管轄範囲（領域）をめぐる社会との相互浸透性の理解をはかる。

上記の論点を 20 世紀中国社会のレベルで具体的に論ずるにあたり、歴史的データの時系列的叙述ではなく、分析のカテゴリーを援用しつつ、いわば分析的歴史学と政治学の対話をめざす。

1. はじめに—「革命か、現代化か」の二者択一を超えて—

※「中国近代通史筆談」『近代史研究』2007 年第 5 期(9 月)

2. 20 世紀中国政治変動の経路依存性

- (1) 「家天下」から「党天下」へ

- (2) 「党国（政党国家）体制」論の射程

3. 中華民国期政治制度変動の二段階

(1)立憲共和制国家の制度設計とその挫折

(2)訓政期「政党国家」への制度転換

— 中華民国の正統性原理の再定義 —

1928～1938 一党制

(3)抗日期「政党国家」内変容と憲政運動

4. 中華人民共和国期「政党国家」体制の経路依存性

(1)抗日根拠地におけるヘゲモニー政党制

(2)内戦期解放区における一党制への傾斜

上記に関連するいくつかの論点をとりまとめておきたい。まず第一に、ラドケ(Kurt W. Radtke)氏の日中統治機構論を引用しつつここでの分析課題の所在をとらえたい。

すなわち、「辛亥革命後の地方軍閥は一地域を支配できる軍事力しか持っておらず、協議とか平和共存にもとづく統一政府(連合政府)を通じて一致団結して全国を統治する可能性は初めから非常に少なかったのである。この軍閥連合政府樹立の失敗は多党民主主義制度の導入のきっかけを逃す原因にもなった」と。さらに、この軍事力のもつ政治文化的意味を、「軍閥であれ、国民党であれ、共産党であれ、いずれも中国の統一政府は武力によってしか全国を支配できなかったこと」が、現在の中国においても「一般国民が自発的に政治活動に携わることがあまりない」状況をつくりだす一因であると指摘した。したがって、「19世紀以来外国に侵略され、内乱に苦しむ国民が、国民党や共産党を熱狂的に支援したとしても、所詮それは多党制のなかでの国民の政治活動と軌を一にするものではない。両党とも、国家は一党の行政部としての機関でしかなく、国民政府、共産党の合作期でもついに連合政府にまで発展せず、その協力体制が多党制度の礎石となる可能性はもともと非常に少なかったといえる」。しかも、国共両党は「最初から一党独裁をめざ」してきた政党としての特質から、『第三党』の抬頭を常に警戒し、社会基盤の弱かった第三党は、議会民主主義には欠かすことができない野党の機能を果たすまでにはいたらなかったし、結局今にいたるまで、中国は一度も全国規模の中央政府の選挙を経験したことがない」ということになる。

このようなラドケ氏の分析は、たしかに、中国政治に占める軍事力の圧倒的優勢を説明するうえで重要な視座を与えるものである。しかし、この視座は、微弱ながら中国政治そのもののなかにも変形されつつ内在してきた、政治的民主主義の政治舞台の形成を軽視する傾向をもつことになる。もちろん、日中両国の政党を「欧米の政党の歴史とはその成立過程を異にする」というラドケ氏の立場からは、この批判は的はずれということになるかもしれない。

しかしながら、第二に、ここでは中国革命に見られる「武力による政権奪取型」の歴史

的制約性とその限界を正面から論じ、政治改革を議論しようとする試みが現れていることの歴史的意味を再評価しようとする立場をとる。この角度から見れば、ラドケ氏のいう「全国選挙、多党制度」などが、中国においては、欧米のような成立過程を経過していないのは当然というべきであり、そのもとですら「普遍的価値」をもつと考えられた政治的民主主義の政治舞台がどのような条件下に形成され、また、阻害されてきたかを分析することの重要性を強調することになるであろう。

この点は、周知のように、李沢厚氏がすでに中国近現代史を概括して、「救亡が啓蒙を圧倒してきた」歴史としてとらえ、その救亡運動を推進した「革命戦争」が主旋律であったと主張していたこととも関連している。中国近現代史が選択せざるをえなかった「武力による政権奪取」という「革命方式」は、欧米日の帝国主義的侵略というインパクトに淵源し、侵略への抵抗過程として、中華ナショナリズムとその運動、そして国民国家ナショナリズムの凝集力の蓄積過程が展開してきた。これを、政治思想史の側からとらえれば、中国近代ナショナリズムの二重性の形成過程と概括しうるであろう。

第三に、このナショナリズムの展開過程に内在する政治的民主主義の追求という課題こそ、李沢厚氏のいう「啓蒙」であり、それは、政治体制としてのナショナリズム（ここでは主として国民党・国民政府を指す）が、どれほど救亡に有効かどうかを判定する基準としての政治的民主主義、であった。たしかに、救亡というナショナリズムに起源する民主主義（デモクラシー）というかぎりでは、民主主義は救亡実現のための手段として認識される側面があり、この「手段化」の過程は、救亡意識が強化されればされるほど、手段としての選択肢—それは 20 世紀前半期、国民党と中国共産党によって提起されていた—をめぐる闘争は激化する。しかし、この過程に、民主主義を単なる手段ではない政治的目標ととらえる思想と運動が胚胎することも必然であろう。

ナショナリズムと政治的民主主義の相互浸透関係を歴史的に分析すること、これがここでの課題のひとつといえよう。そして現在、「方法としてのナショナリズム」による歴史像の相対化が要求されている。

さらに、第四に、20 世紀中国における中国共産党の政治的支配の正統性の起源についてふれてみると、それは、毛沢東が述べたといわれるつぎの言葉にも集中的に示されている。—「われわれの権力は誰が与えたのか。労働者階級、貧下中農が与えたものである。……われわれはプロレタリアートを代表し、広範な大衆を代表している、それは、人民の敵を打倒したから、人民がわれわれを擁護しているのである」と。

中国共産党権力の歴史的起源は、「人民の敵を打倒」するところに求められ、それへの「人民の擁護」が支配の正統性を担保するという循環論が成立する。その点で、中国共産党も、全国政権樹立段階における「新政治協商会議」への統合過程に見られたように、この枠組を共有する側面をもっていたといえよう。1949 年 12 月、董必武は南京市の党員幹部を前に、「われわれ共産党員は無条件に人民に奉仕するのであり、もし人民に奉仕するに際して、

個人の地位や待遇などの要求をさしはさめば、条件付きになってしまい、党性の不純さの現われになる」と指摘し、「革命は勝利した、われわれには功績があるのだから報酬を受けべきだ」とする風潮のあることを批判していた。

このようにみえてくると、政治的な直接的委任・代理関係の創出という「統治」システムの導入によってしか、支配の正統性の摩滅・流出を防ぐことはできないと思われる。国民党・国民政府は、抗日戦争勝利後の戦後政治過程において、まさにこうした正当性の摩滅・流出現象に直面し、「憲政」という「合法性」の導入とそれへの移行によってその流出を防止しようと考えていた。しかし、憲政への移行を支える民衆的基盤そのものが、もはや「訓政下の憲政への移行」を拒否するほどに、その政治的意識の高揚をもたらしていたのである。

他方、中国共産党は、新政治協商会議の召集と、中国人民政治協商会議への改組を通じて、全国政権としての公権力の樹立に成功した。そして、人民政治協商会議は、普通選挙による人民代表大会開催まで、その職権を行使するものと公約した。直接的委任関係を普通選挙によって創出することの重要性は認識されていたというべきだろう。それは、権力の源泉を誰もが眼に見えるものとして制度化することであり、支配の正統性として、人民代表大会制度が中国にとって最も適切であるという信念を生み出し、維持するシステムを創出することにほかならなかった。この直接的政治委任という制度化こそ、一方における軍事的優勢を必要条件としつつ、中央政権の樹立にとって不可欠の十分条件の創出にほかならない。中国人民政治協商会議という人民の「公意」を代表すると考えられた政治的委任・代理関係の創出は、それがやがて普通選挙制度の導入とその実施によって担保されると人々によって広く認識されていたがゆえに、形式的には間接的（世論的）政治委任類型段階にあるにもかかわらず、すでに直接的政治委任類型として把握しうる実質的内容を備えていたのである。

たしかに「人民に奉仕する」意識が、政治の領域における無限責任的な請負関係としてのみとらえられている限り、支配の正統性を維持・再生産するための制度化は不可欠の条件と認識されにくい傾向をもつ。そこには、国家としての公権力形成に占める主権の帰属と行使としての「代表制の原理」への軽視が生じることになる。かくて、ここには、「武力による政権奪取」が権力形成過程にとっての必要条件であることと、同時にそれだけでは十分条件を備えていないこと、つまり、全国政権としての支配の正統性を継続的に担保する「人民代表制」の確立によって支えられねばならないことが示されている。合法的中央政権としての政治権力は、単なる地域的支配の正統性の量的蓄積（解放区の量的拡大）のみでは成立しえない、質的飛躍が用意されていなければならなかったのである。事実上、主権の帰属と行使を「国民代表の原理」として体現していた46年1月の「政治協商会議」が、戦後中国政治における正統性を獲得しつつあったことを前提にして、いいかえれば、全国的規模の政治舞台が民衆の前に出現したことを前提にしてはじめて、49年の「新政治

協商会議」を開催できたのである。少なくとも、「中国解放区人民代表会議」がそれに代替するものではなかったことは注目してよい。

もちろん、こういったからといって、「新政治協商会議」に占める「解放軍と解放区」代表の事実上の優位を否定しているわけではなく、「国民代表・人民代表の原理」のレベルでの条件を独自に検討すべき領域として位置づける必要性を強調したものである。すなわち、1946年の政治協商会議に象徴される「競合的政党政治」的経験こそ、「真の国民主権＝国民代表制の原理」の中国における実体化過程であった。これは、「訓政的国民代表制」にたいする正面からの批判であり、その事実上の否定であった。

現代中国のある論者は、こう述べている。「『鉄砲から政権が生まれる』というのは、新旧政権交代期における権力の源泉の一つの特殊な道である。いかなる階級も自己の政権を樹立して以後の国家権力の源泉は、民主主義という道を通じることによってしか確保しえない」と。そして、「人民が選挙を通じて社会の大多数の利益を代表する国家権力機構を創出」してこそ、「国家権力の存在と社会にたいする管理が、合法的、かつ全社会の普遍的な意志に照応する」ものとなる、と強調している。先にふれた政治的関係の第三類型、「無限責任」的ではなく「有限責任」的な、また「請け負い」ではなく「契約」的な直接的委任・代理関係の創出と、その制度的構造の原理についての、多民族的国民国家における国民的合意形成の決定的重要性が、今日改めて問われているといってもよいだろう。

[関連文献]

1. 崔之清主編『国民党政治與社会結合之演变』全3巻（上中下）、社会科学文献出版社、2007
2. 張海鵬主編『中国近代通史』全10巻、江蘇人民出版社、2006～2007
3. 朱国漢主編『中華民国史』全10冊、四川人民出版社、2006
4. 阪野智一「比較歴史分析の可能性—経路依存性と制度変化」日本比較政治学会編『比較政治学の将来』早稲田大学出版部、2006
5. 張皓『派系闘争與国民党政府運轉關係研究』商務院書館、2006
6. 田湘波『中国国民党党政体制剖析』湖南人民出版社、2006
7. 張憲文主編『中華民国史』全4巻、南京大学出版社、2005
8. 西村成雄『20世紀中国の政治空間』青木書店、2004
9. 鄧麗蘭『城外觀念與本土政制變遷』中国人民出版社、2003
10. 王奇生『黨員、党権與党争』上海書店出版社、2003
11. コリン・エルマンほか編(渡辺昭夫監訳)『国際関係研究へのアプローチ』東京大学出版会、2003
12. Mahoney, Rueshemeyer eds., *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*, Cambridge UP, 2003
13. 西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義』研文出版、1991